

土地改良法の一部を改正する法律の概要

背景

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化の中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

法律の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

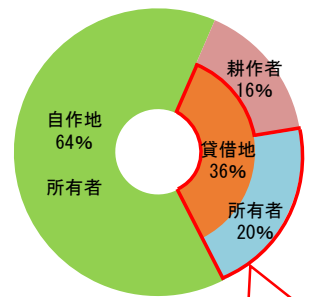
- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに**准組合員**（※1）の資格を付与
（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）

※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。

- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員
（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化
（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与
（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）

※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求める事が可能。

【自作地・貸借地と組合員の構成】



貸借地の半数超では所有者が組合員

【農家と土地持ち非農家の戸数比】

（農家：**土地持ち非農家**）

9 : 1
（昭和60年）



6 : 4
（平成27年）

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大
（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

【組合員数の推移】

